

## 「航空運賃の還付」早めの請求をお願いします！

～ 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業のお知らせ ～

小児(11才以下)・身体障がい者割引航空運賃が利用できる方は航空運賃(宮古-那覇間、宮古-石垣間)の還付請求ができます。

請求には期限があります。平成29年4月1日以降の搭乗分は、できるだけ年内に請求していただきますようお願いいたします。

■対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日までの搭乗分

■請求に必要なもの

- ①搭乗券原本 ②離島住民割引運賃カード ③還付金を振込む口座の通帳(小児の場合は保護者)
- ④請求者の本人確認書類 ⑤障害者手帳 ⑥印鑑

■還付対象の航空運賃種別と還付金額

対象路線	航空運賃及び対象者(片道)			
	離島割引運賃 小児障がい者	小児運賃	身体障がい者 割引運賃	
宮古-那覇	1,800円	1,150円	3,550円	4,600円
宮古-石垣	1,200円	750円	2,400円	3,050円

※「先得割」「特割」等の運賃は還付請求対象外です。

■お問合せ：まちづくり振興班 ☎ 73-4905

## 宮古南静園人権啓発交流センター「ハンセン病歴史資料館」

### ＝ プレオープン開館中 ＝

～ 多くの皆様のご来館をお待ちしております！～



1907年に制定された「癩予防ニ関スル件」により、日本のハンセン病隔離・絶滅政策が始まりました。ハンセン病を患った人々は、国の強権的な政策と地域住民が一体となって進められた無らい県運動によって長きに渡る被害を受けました。

らい予防法が廃止された現在でも、ハンセン病に対する偏見や差別は解消されていません。

ハンセン病の歴史を学び、同じ過ちを繰り返さないために、そして今なお残る偏見や差別の解消へ向けて、宮古南静園人権啓発交流センター・ハンセン病歴史資料館がプレオープンしました。

■開館時間：平日・土日・祝祭日 10時～16時

■休館日：毎月第4金曜日(館内整理日のため)

■入場料：無料

■お問合せ：国立療養所 宮古南静園

人権啓発交流センター・ハンセン病歴史博物館

☎ 72-5321/FAX:72-5859



## 「マイナンバーカードをつくってみませんか」

【こんなに便利、マイナンバーカード～無料で取得できます～】

### ★全国のコンビニ等で住民票などの証明書を取得

- ・カード受け取りから約2週間後には全国のコンビニ等で住民票や印鑑登録証明書、戸籍などの証明書が取得可能！



### ★公的な身分証明書として

- ・運転免許証などと同じく顔写真付きの公的な身分証明書として利用可能。

### ★マイナンバーの提示が1枚で

- ・年金や税などの手続きでマイナンバーを求められても、これ一枚でOK！

### ★行政手続きや民間サービスの電子申請に

- ・確定申告や子育てサービスの検索や申請(予定)がインターネットでできるように！

## 「申請も意外と簡単！～市役所窓口に行くのは1度だけ～」



- ①申請：郵便、スマートフォン、パソコン、いろんな方法で申請できます。  
※スマートフォンで写真を撮影し、そのままオンライン申請することもできます。
- ②受け取り：約1ヶ月後にカードが出来上がると、ハガキ(交付通知書)がご自宅へ届きます。  
必要なものをお持ちになり、市役所でお受け取りとなります。受け取りは本人がお越しください。

## 「マイナンバーカードを利用して全国のコンビニ等で住民票などの証明書が取得できます」

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニ等で宮古島市が発行する証明書を取得することができます。

- 利用時間：6時半～23時 ※年末年始(12月29日～翌年1月3日及び機器メンテナンス中)を除く。
- 利用できる場所：全国のコンビニ等店舗内に設置されているマルチコピー機
- 取得できる証明書：①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③所得課税証明書 ④戸籍謄(抄)本 ⑤戸籍の附票の写し



【マイナンバーに関する問い合わせ先】  
◆電話番号：0120-95-0178(無料)  
◆公式サイト：マイナンバー総合サイト 検索  
<https://www.kojinbango-card.go.jp>